

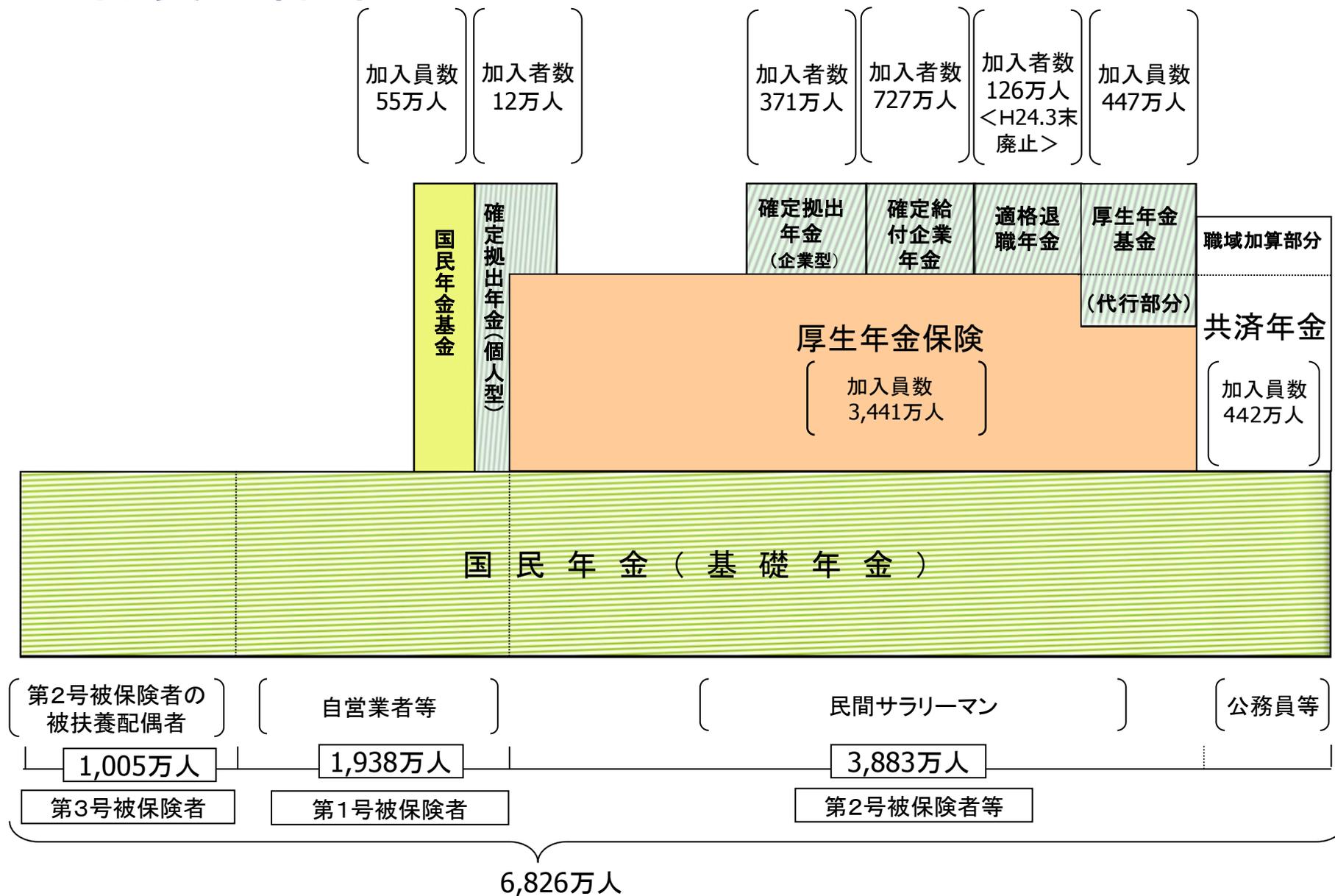
# 厚生年金基金等の現状について

厚生労働省年金局

# 制度の概況

# 年金制度の体系

(数値は、平成23年3月末)



※ 厚生年金基金、確定給付企業年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。

※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。

# 企業年金制度の概要

## ○ 厚生年金基金

- ・加入員数 447万人
- ・件数 595基金
- ・資産残高 27兆8538億円

## ○ 確定給付企業年金

- ・加入者数 727万人
- ・件数 10,053件
- ・資産残高 41兆9721億円

## ○ 確定拠出年金

- ・加入者数 企業型371万人  
個人型12万人
- ・件数 3,705件
- ・資産残高 5兆4700億円
- ・事業所数 1.5万

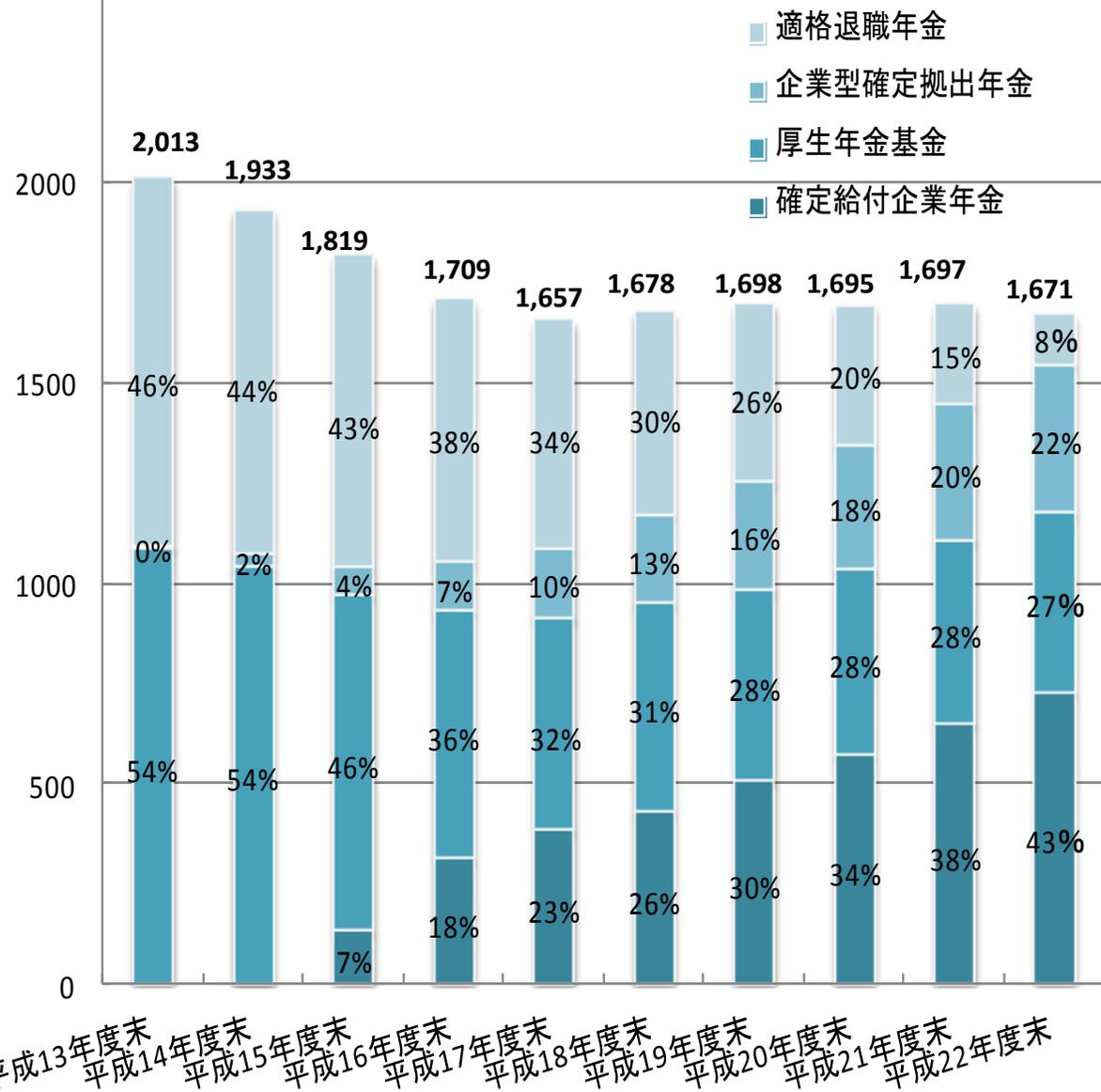
## ○ 適格退職年金 <平成24年3月末で廃止>

- ・加入者数 126万人
- ・件数 8,051件
- ・資産残高 3兆998億円

※ 数値は平成22年度末時点のもの。

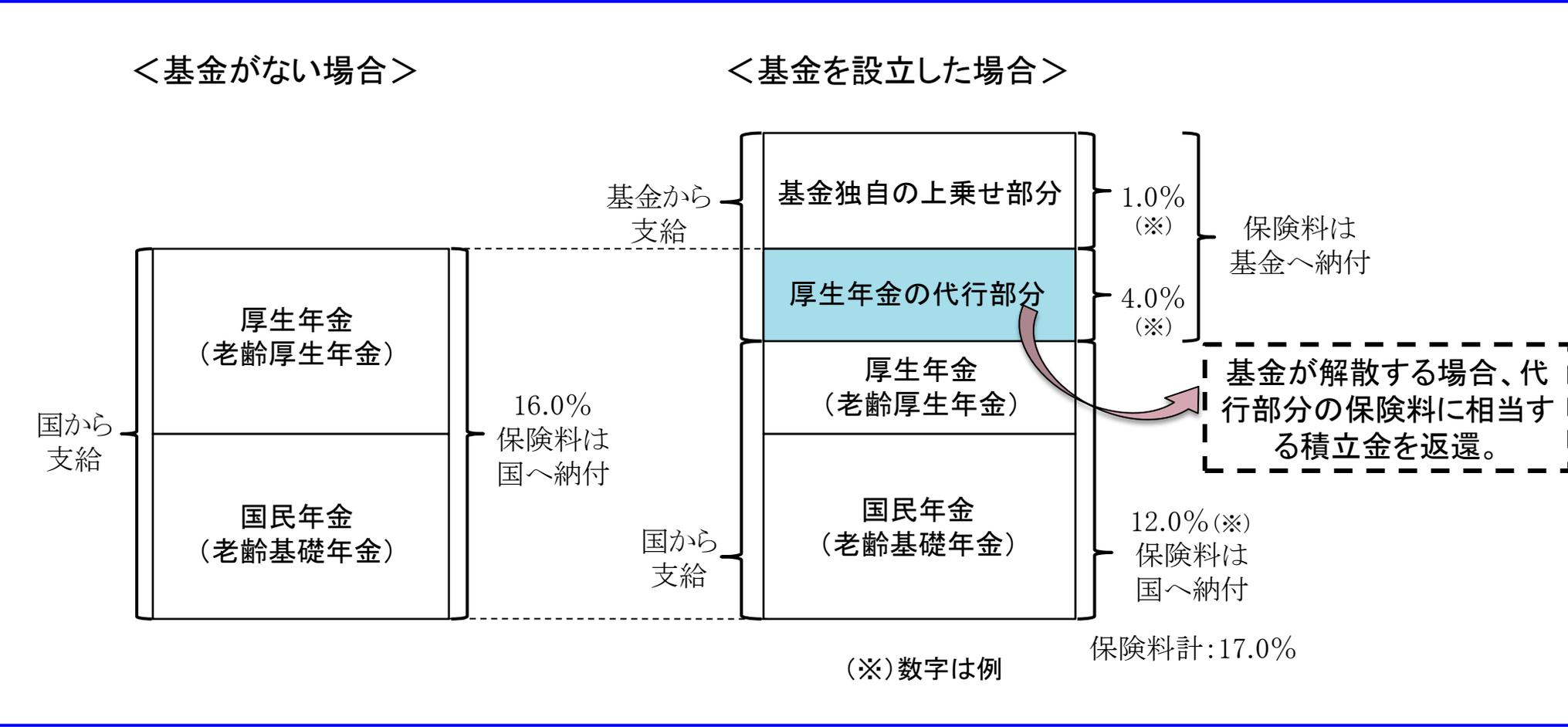
(万人)

## 加入者数の推移



# 厚生年金基金制度の概要

- 公的年金たる厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)しており、当該支給を行うための費用として事業主から保険料を徴収している。
- 加えて、各基金ごとに上乘せ給付を行っている。
- 基金が解散する場合、代行給付のために納付した保険料に相当する積立金を、一括して国又は企業年金連合会に返還する必要がある。



# 確定給付企業年金制度の概要

- 国の老齢厚生年金の一部の代行を行わない、独自の上乗せ給付のみを支給する制度として平成14年4月に確定給付企業年金法が施行された。
- 労使合意に基づき、制度の内容を規定した規約を作成し、厚生労働大臣の認可等を受けることで制度が実施される。
- 将来の給付を企業が約束。

## <給付>

- 労使合意の年金規約に基づき、老齢給付を行う(年金給付・一時金給付の選択可。)
- 給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計を可能とする。

## <掛金>

- 事業主が規約で定めるところにより、掛金を拠出(規約に定め、本人の同意を得た場合は、本人拠出も可。ただし、税制措置は限定的。)

## <財政>

- 約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定。

## <その他>

- 受託者責任の明確化: 金融機関等の企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化。
- 情報開示: 事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、財務状況等について加入者等へ情報開示する。

# 企業年金制度のあゆみ

昭和37年 適格退職年金制度創設

昭和41年 厚生年金基金制度創設

*資産運用*

*財政運営*

平成 2年 投資顧問の参入

平成 9年 受託者責任ガイドライン施行 予定利率弾力化  
資産配分規制の完全撤廃 給付水準引下げ基準策定

平成13年 確定拠出年金制度(DC)施行

平成14年 確定給付企業年金制度(DB)施行

*企業会計基準の見直し→代行返上の増加*

平成23年 年金確保支援法成立(マッチング拠出の導入など)

平成24年 適格退職年金制度廃止(3月末)

# 資産運用

# 企業年金の資産運用について

## 1. これまでの経緯

- 企業年金の資産運用については、かつては、資産の種類ごとに配分割合の上限を定めた規制(※)があった。
- しかしながら、1990年代の日米金融協議を契機とする金融自由化の流れの中で、投資顧問の参入、運用規制の緩和等が行われ、平成9年に運用規制は撤廃され、現在では、資産配分(債券、株式等にどの程度投資するかなど)や運用機関の選定は、各企業年金の自己責任となっている。

(※)資産の種類ごとに配分割合の上限を定めた規制。平成9年に撤廃。

(規制の内容)

- ・安全性の高い資産(国債、地方債等) 50%以上
- ・株式 30%以下
- ・外貨建て資産(外国債、外国株式) 30%以下
- ・不動産 20%以下

## 2. 企業年金における資産運用のプロセス

- (1)各企業年金は、「運用の基本方針」を策定する。  
(運用の基本方針に定める主な事項)
  - ・目標とする運用のリターン、リスク
  - ・基本的な資産構成割合(債券〇割、株式〇割、不動産〇割等)
  - ・運用機関の選定方法、報告内容・方法等
- (2)運用受託機関を選定する
- (3)運用結果についてのモニタリング  
少なくとも四半期ごとに運用受託機関から報告を受け、代議員会に報告。  
必要に応じて、運用受託機関の入替えを行う。

## 5:3:3:2規制の撤廃までの主な経過

- 平成6年11月 経済団体連合会「実効ある規制緩和推進計画を求める」  
5:3:3:2規制の撤廃を要望
- 平成7年 1月 日米金融協議最終合意  
「厚生年金基金の資産の運用機関間の資金配分及びその変更は、政府の規制に適合し  
かつ契約上の義務に従いつつ、厚生年金基金により決定されることを確認する」
- 平成7年12月 行政改革委員会規制緩和小委員会意見  
「厚生年金基金の資産全体に対する5:3:3:2規制を5年以内に撤廃すること」
- 平成8年 6月 厚生省 厚生年金基金制度研究会報告書  
「基金や運用受託機関の責任の明確化、基金の運用管理体制の整備などを図りつつ、  
5:3:3:2規制をできる限り早急に撤廃する必要がある」
- 平成9年 3月 規制緩和推進計画(閣議決定)  
「基金における厳格なリスク管理能力の形成、運用責任意識の一層の醸成及び運用管理  
体制の整備を図りつつ、基金単位の資産運用規制(5:3:3:2規制)を廃止する。」
- 平成9年 4月 「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」施行  
(平成9年4月2日厚生省年金局長通達)
- 平成9年12月 厚生年金基金規則等の一部を改正する省令(平成9年厚生省令第91号)施行  
5:3:3:2規制の廃止

# 企業年金関係者の受託者責任

- 基金の理事長・理事は、基金から委任を受けて職務を遂行(民法上の委任契約)。
- 基金に対して、以下の義務を負っている。

## 1. 善管注意義務

- 元々は民法上の規定(民法第644条)

→委任契約によって委任を受けた人が、社会通念上、要求される注意義務のこと。

※民法 第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

- これを基金の理事長・理事に当てはめると、資産運用については主に以下の①～③の義務又は努力義務がある。

### ① 安全かつ効率的な運用(厚生年金保険法第136条の3)

- ・運用は安全かつ効率的に行わなければならない。
- 運用の結果責任ではなく、意思決定のプロセスが評価される。

### ② 分散投資の努力義務(厚生年金基金令39条の15)

- ・基金は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。
- ※ ただし、分散投資を行わないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

### ③ 資産状況の把握(厚生年金基金規則第41条の6)

- ・基金は、毎年3月、6月、9月、12月の末日において、資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

## 2. 忠実義務

- 理事長・理事は、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

例)特定の業者から特別な利益の提供を受け、基金のためにならない運用契約を結ぶことなどは忠実義務違反として禁止されている。



どのような場合に理事長や理事が上記2つの義務違反となるのかについては、個々のケースごとに判断される。

# 厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関する ガイドラインについて

(平成9年4月2日 年発第2548号)

## ガイドライン策定の趣旨

- 各基金において、加入員等の受給権保護の観点から、資産の安全かつ効率的な運用が行われるよう、資産運用関係者の責任意識の醸成と運用管理体制の向上を図るため、資産運用関係者の役割及び責任を明確化し、具体化したルールの確立を図るもの。

## ガイドラインの性格

- ① 米国のエリサ法(従業員退職所得保障法)等英米の法制度における考え方や精神をできる限り参考としつつ、厚生年金保険法等における「善管注意義務」や「忠実義務」の概念を、基金が管理運用業務を行う場面を想定し、具体的な行動指針として記述したもの。
- ② 法令そのものではなく、どのような事項に留意すれば、理事等に求められる職務を全うできると考えられるかを示したもの。したがって、ガイドラインを守ってさえいれば、責任を免れるというものではないが、裁判所が判断を下す際の参考となり得るもの。

# 主な内容

## 1 資産運用関係者の役割分担

- ・ 理事は、理事会において管理運用業務の執行に係る意思決定を行う。
- ・ 理事長は、基金を代表して、管理運用業務を執行する。
- ・ 外部の機関と助言に関して契約を締結することができるが、意思決定については、基金自らの判断の下に行う。外部の機関に委託した業務及び求めた助言の内容については、外部の機関が責任を負う。理事等は、外部の機関の選任及び管理について、責任を負う。

## 2 理事

### (1) 一般的な義務

- 法令上の義務
  - ・ 「善管注意義務」及び「忠実義務」＝受託者責任

### (2) 基本的な留意事項

- 分散投資義務(基本ポートフォリオの策定)
  - ・ 基金に係る資産の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない(厚生年金基金令第39条の15)。ただし、分散投資を行わないことにつき合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 資産全体のリスクとリターンを考慮して個別資産(株式、債券等)を選択
- 資産の特性等への配慮(基金の目的との整合性、資産の流動性等)
- 資産状況の把握
  - ・ 理事長等は、少なくとも四半期ごとに、基金全体の資産構成割合を時価で把握しなければならない(厚生年金基金規則第41条の6)

### (3) 運用の基本方針

- 基金の個別事情に応じて、基金自らの判断の下、基本方針を策定
  - ・ 基金の成熟度・積立水準、事業主の掛金負担能力・経営状況等
- 内容
  - ・ 運用の目的、運用目標、資産構成に関する事項、運用受託機関の選任・評価、運用業務に関する報告の内容及び方法等
- 自らの判断の下での政策的資産構成割合(基本ポートフォリオ)の策定
  - ・ 将来の資産及び負債の変動予測等を踏まえて策定
- 策定の手続き
  - ・ 理事会等基金内部での意思決定手続きに従って策定
- 中長期的な観点からの策定及び定期的な見直し

#### (4) 運用の委託

- 運用受託機関の選任
  - ・ 選任・評価の基準  
運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、運用体制等に関する定性評価を踏まえた総合評価
  - ・ 契約の締結にあたって、運用受託機関の義務を明確にしておくこと
- 運用受託機関の管理
  - ・ 運用の基本方針を踏まえ、運用ガイドラインを提示
  - ・ 運用実態に関する正確かつ必要な情報の報告を求めること
- 執行コスト等への配慮
  - ・ 手数料に加え、マーケット・インパクト・コスト等の総取引コストが最小になるよう評価

#### (5) 自家運用に関する事項

- ・ 理事長等は、資産額など資産運用の実態に関する正確かつ必要な情報を把握できる体制を整備し、適切に運用業務を行わなければならない。

#### (6) 運用コンサルタント等の活用

- ・ 必要に応じ、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めること。

#### (7) 自己研鑽

- ・ 理事長等は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解及び資産運用環境の把握に努めること。

#### (8) 利益相反

- ・ 法令上の禁止行為等
- ・ 忠実義務違反のおそれがある行為

#### (9) 理事の責任

- ・ 管理運用業務に係る意思決定及び管理運用業務の執行に関する理事の責任及び義務（「善管注意義務」及び「忠実義務」）
- ・ 違反した場合には、基金に対し連帯して損害賠償責任を負う。

### 3 代議員会

- ・ 管理運用業務を適正に執行しているかどうかを確認
- ・ もっぱら加入員等の利益を考慮し、これを犠牲にして加入員等以外の者の利益を図ってはならない。

### 4 監事

- ・ 監査規程を設け、適正かつ厳正に監査を実施

### 5 資産運用委員会

- ・ 理事長等を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい。
- ・ 理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等(外部の専門家等もあり得る)の中から理事長が選任。
- ・ 資産運用委員会の役割としては、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関の評価等に関し、理事長等へ意見を述べること等が考えられる。
- ・ 資産運用委員会の委員は、基金の個別事情に応じて審議することになるが、もっぱら加入員等の利益を考慮し、これを犠牲にして、加入員等以外の者の利益に配慮すべきではない。

### 6 その他

#### (1) 会議録等の作成・保存

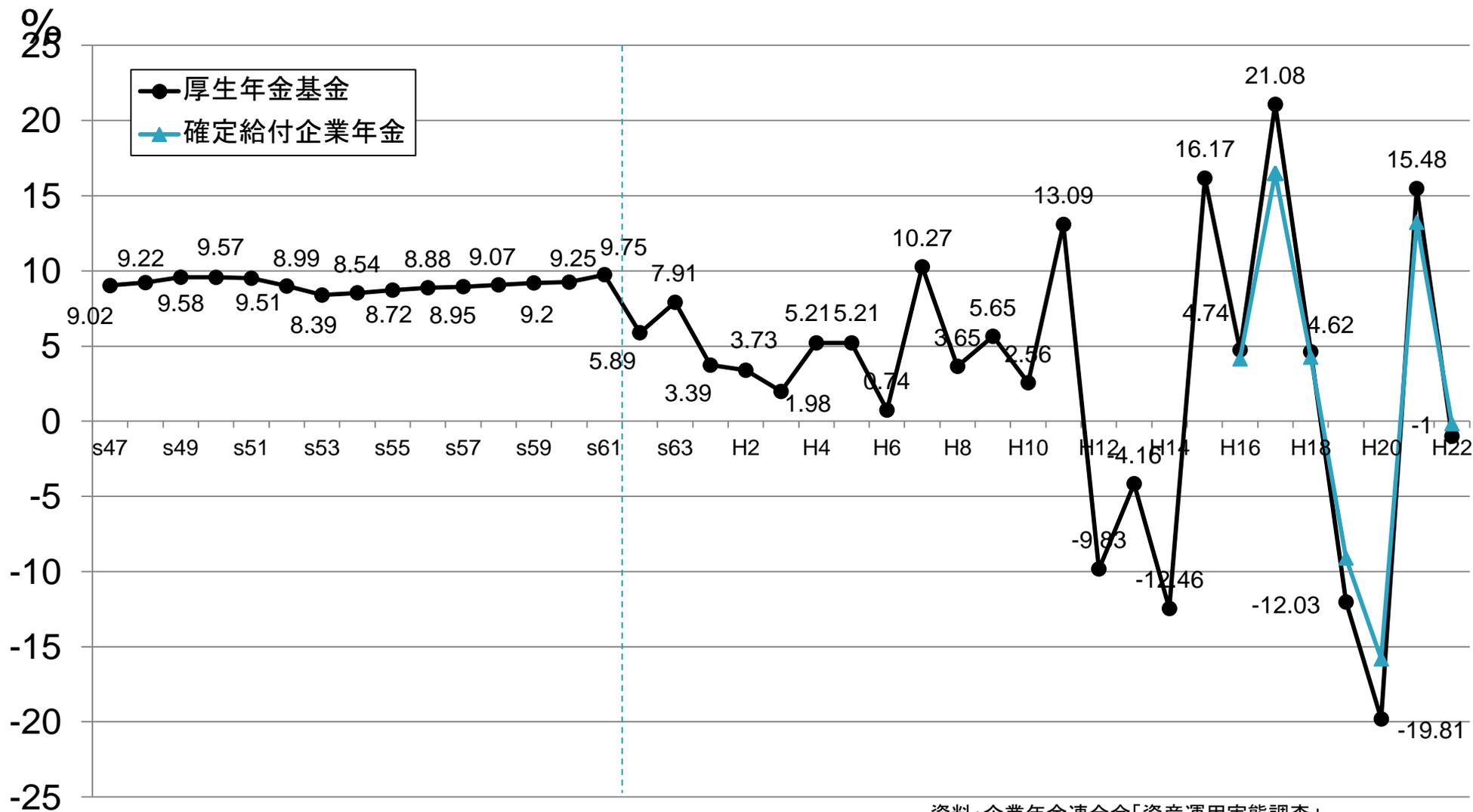
#### (2) 代議員会への報告

- ・ 正確に、かつ、分かりやすく、積極的に報告

#### (3) 加入員等への周知

- 周知の方法
  - ・ 毎年度1回以上、確実な方法による周知
- 周知する内容
  - ・ 運用結果、資産構成割合など運用の概況
  - ・ 運用基本方針の概要

# 企業年金の運用実績の推移



資料:企業年金連合会「資産運用実態調査」  
(厚生年金基金連合会「厚生年金基金等事業年報」)

注1:昭和62年度以降は、修正総合利回りの数値。

注2:修正総合利回り = 総合収益 / 期中平均残高 (修正平均残高) × 100

# 財政運営

# 財政運営の仕組み

財政方式

掛金の拠出、年金資産の運用により、給付に必要な額をあらかじめ積み立て＝積立方式



財政再計算  
(長期計画の作成)

資産の運用利回りの見通し(＝予定利率)や会社の状況の予測(従業員の採用・退職・給与の状況等)などを基に、少なくとも5年に一度、積立に関する長期計画を作成する。



財政検証(決算)  
(毎年のチェック)

毎年の財政決算でチェック

実績が予測を下回ると積立不足が生じる  
(例) 予定利回り5.5%  
実績利回り1.1%



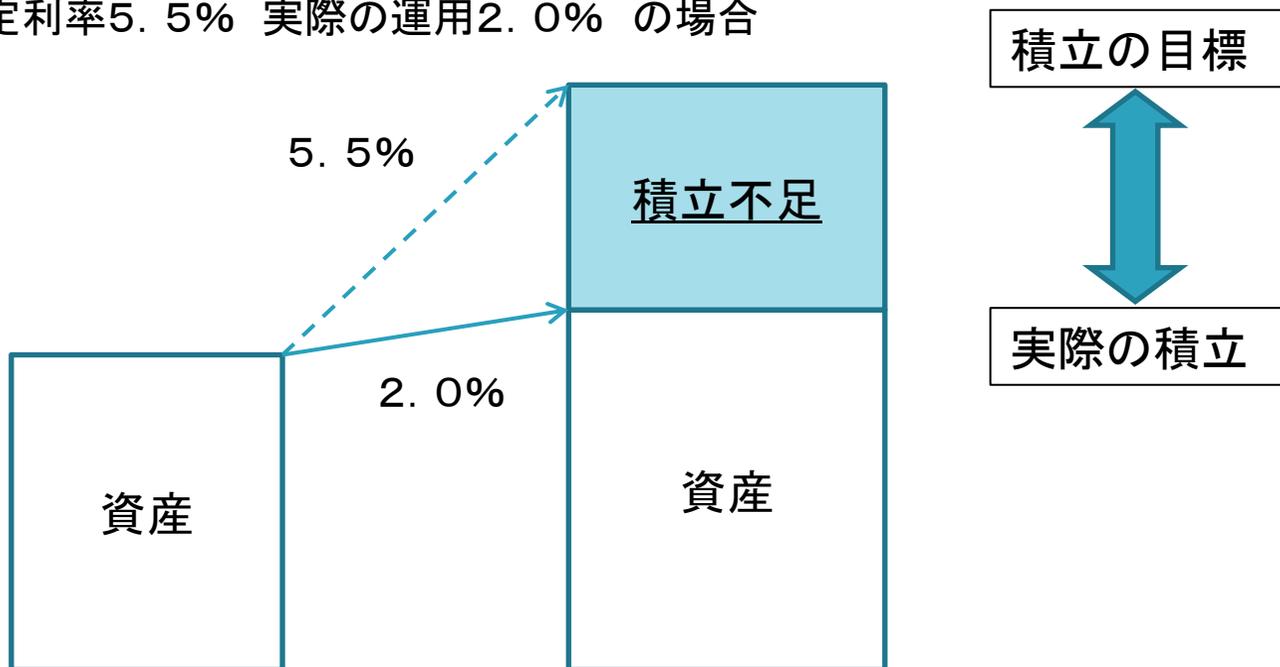
積立不足の解消方法

一定期間内に掛金の引上げや給付の引き下げにより不足金を解消

## 予定利率について

- 予定利率とは、基金が保有する年金資産を市場で運用する際に定める予定運用利回りのことをいう。  
※ 予定利率は基金が期待収益率に基づき、自ら定めることとされている。
- 運用実績が予定利率を下回った場合、積立不足が発生するため、運用実績と過度に乖離した予定利率を設定している場合は、予定利率の引下げを行う必要がある。  
※ この場合、給付設計を変更しないならば、掛金の引上げが必要。
- 現状、予定利率を5.5%としている基金は581基金中507基金(87%)。

【例】予定利率5.5% 実際の運用2.0% の場合



# 給付減額のルール

## <法令>

- 年金給付に関する事項は、規約に定めなければならない。
- 規約の変更は、①代議員会(事業主及び従業員から半数ずつ選定)の議決(3分の2以上の賛成)、②厚生労働大臣の認可が必要。

## <通知等>

- 企業年金の給付減額を行う場合は、法律上の要件の前に、以下の理由要件及び手続要件を満たすことが必要。

### (1)理由要件

- ① 実施事業所の労働協約等の変更に基づき給付の設計の見直しを行う必要があること
  - ② 実施事業所の経営状況の悪化により、給付減額を行うことがやむを得ないこと
  - ③ 給付減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主の掛金拠出が困難になると見込まれるため、給付減額を行うことがやむを得ないこと
- 等、一定の要件を満たす場合
- ※ 受給者の給付減額を行う場合には、上記②又は③の要件が必須。

### (2)手続要件

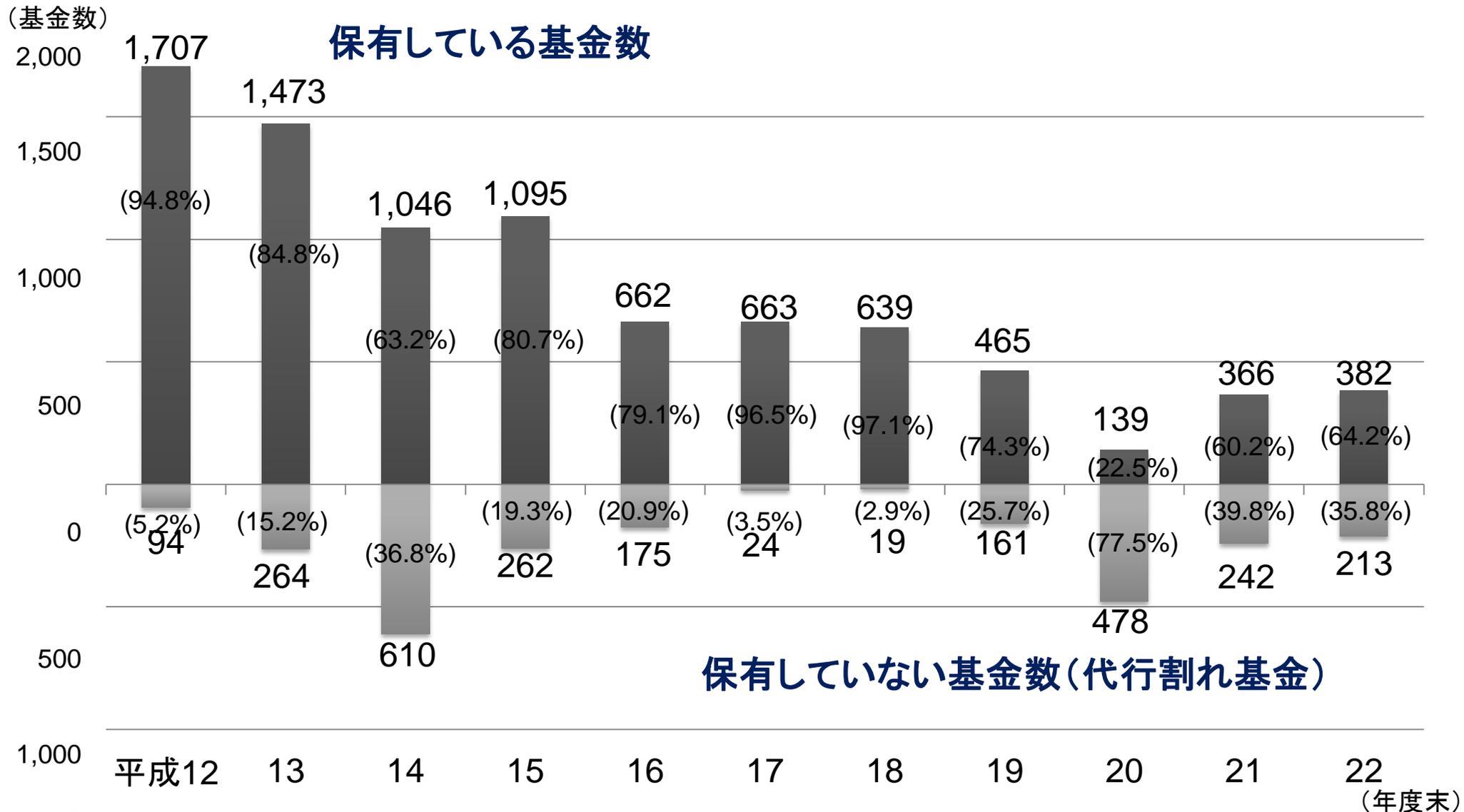
#### <加入者>

- ア) 加入者の3分の1以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意及び
- イ) 加入者の3分の2以上の同意

#### <受給者>

- ア) 全受給者に対し、事前に十分な説明と意向確認及び
- イ) 減額対象者となる全受給権者の3分の2以上の同意及び
- ウ) 希望する者に対して、減額前の年金額に相当する額を一時金として受給する選択肢を設けること

# 最低責任準備金を保有している厚生年金基金数の推移



※「最低責任準備金」とは、代行部分(厚生年金の給付を一部代行する部分)の給付に必要な額であり、現時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額のこと。

(出典:厚生労働省調べ)

# 指定基金制度について

## 1. 指定基金制度について

(制度の仕組み)

○積立水準が著しく低い厚生年金基金に対し、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画（健全化計画）を作成させ、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図る。

(平成17年度から実施)

(指定の要件)

○次のいずれかに該当した厚生年金基金を指定基金に指定。

- ・ 3事業年度の決算において、連続して、積立金総額が当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の9割を下回った基金。
- ・ 直近に終了した事業年度の決算において、積立金総額が、当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の8割を下回った基金。

## 2. 指定基金の概況

○指定基金総数：81基金（平成23年12月1日現在）

【参考】：厚生年金基金総数：582基金

うち、平成23年度に新たに指定（11月30日付け）	： 31基金
平成22年度に指定	： 47基金
平成21年度以前に指定	： 3基金

# 厚生年金基金における解散手続きについて

○ 厚生年金基金は、次のいずれかに該当するとき、厚生労働大臣の認可を受けて、解散することができる。

## <法律>

- 1 代議員の定数の4分の3以上の多数による代議員会の議決。
- 2 基金の事業の継続が不能のとき(この場合は同意・代議員会の手続きを要しない)。

## <通知>

ただし、1については次の解散理由及び解散手続きに関する基準を満たすときに限る。

<解散理由> 次の①～⑤にいずれかに該当する場合。

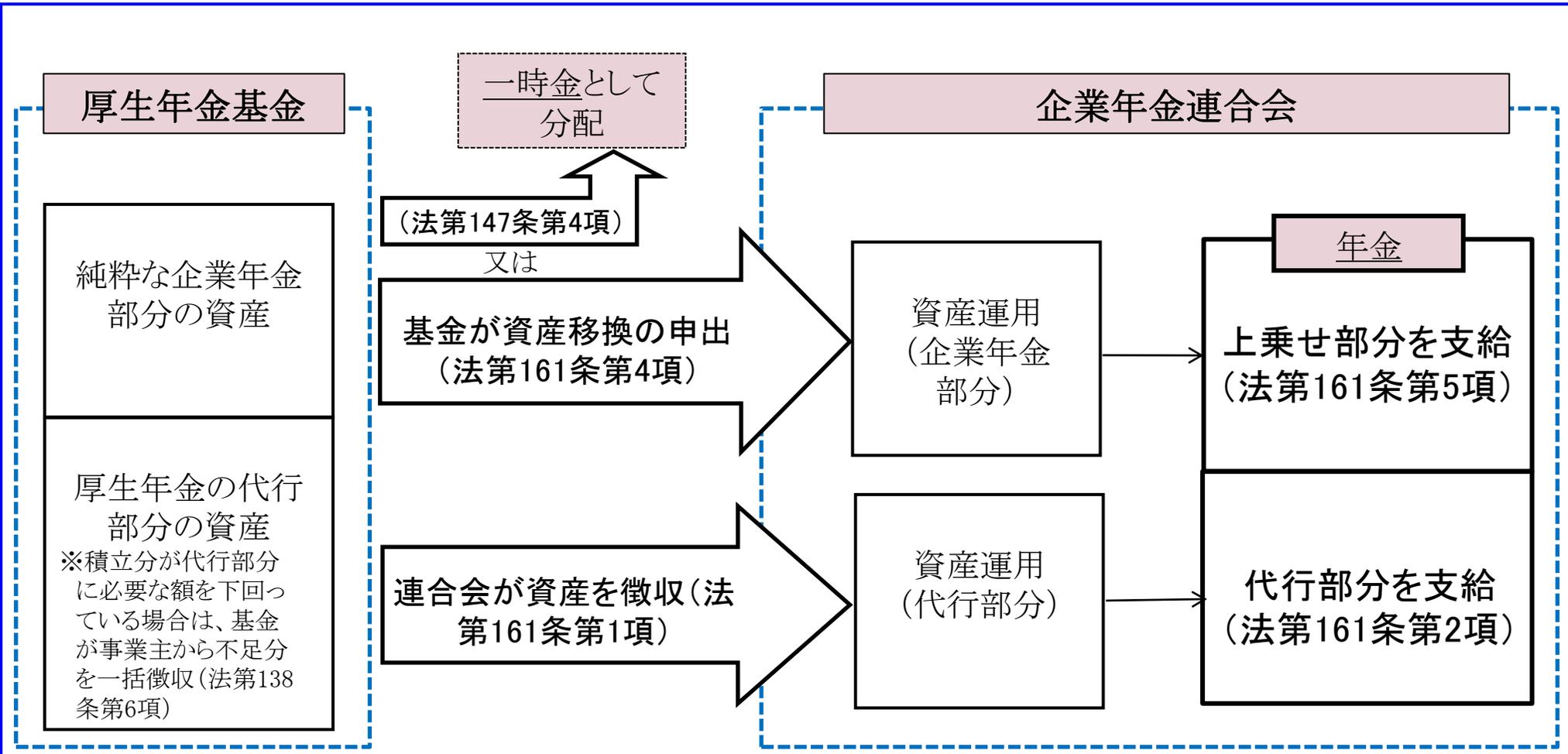
- ① 経営状況が債務超過の状態が続くなど、著しく悪化していること(連合・総合は大半が悪化)。
- ② 加入員数の減少、高齢化等により、今後、掛金が著しく上昇し、掛金負担が困難であること。
- ③ 加入員数が、設立認可基準に比べ著しく減少し、基金の運営が困難であること。
- ④ 残余財産を確定拠出年金に移換し、基金の運営が困難であること。
- ⑤ その他、設立の事情変更等により基金の運営が困難であること。

<解散手続> 代議員会における議決の前に、①～④の全ての手続きを終了していること。

- ① 全設立事業所の事業主の4分の3以上の同意。
- ② 加入員総数の4分の3以上の同意。
- ③ 全受給者への解散理由等に係る説明。
- ④ 設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合の同意。

# 厚生年金基金の解散後の給付(通常の解散の場合)

- 厚生年金基金が解散する場合、代行給付に必要な額で、解散時に最低限保有していなければならない額を、一括して企業年金連合会に納付する。
  - ◆ 代行部分については、連合会から支給。
  - ◆ 純粋な企業年金部分については、加入員又は受給者が、年金又は一時金として受け取ることを選択。年金を選択した場合は、連合会に資産を移し、将来、連合会から支給。



# 厚生年金基金の特例解散

- 厚生年金基金は厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)しているため、解散するときには、厚生年金基金が支給することとなっていた代行給付に要する費用を一括して返還することとされている。
- 今般、運用環境の悪化により厚生年金基金の財政状況が厳しくなっていることを踏まえ、代行給付に要する費用に相当する資産を保有していない基金について、当該返還額の分割納付・返還額に関する特例を設けることとする。

## 1. 返還額の分割納付に関する特例

返還額から解散基金が既に保有する資産を返還した上で、返還額との差額については、納付計画の承認を得れば、原則5年(やむを得ない事情がある場合は10年)以内の期間で分割納付が可能。

分割納付期間中に予定通りに納付できないやむを得ない事情が認められた場合は、分割納付期間の延長(最大15年間まで)も可能とする。

## 2. 返還額に関する特例

現行ルールで計算した額と特例額とを比較して低い方を選択できる。

現行ルール額： 国への納付を免除されていた厚生年金保険料相当の掛金について、一定の利回り(H11年までは5.5%・H12年以降は厚生年金の実績運用利回り)で資産を運用できたものとして、運用益を付加した額  
特例額： 国への納付を免除されていた厚生年金保険料相当の掛金について厚生年金の実績運用利回りで運用益を付加した額と現有資産との大きい方の額

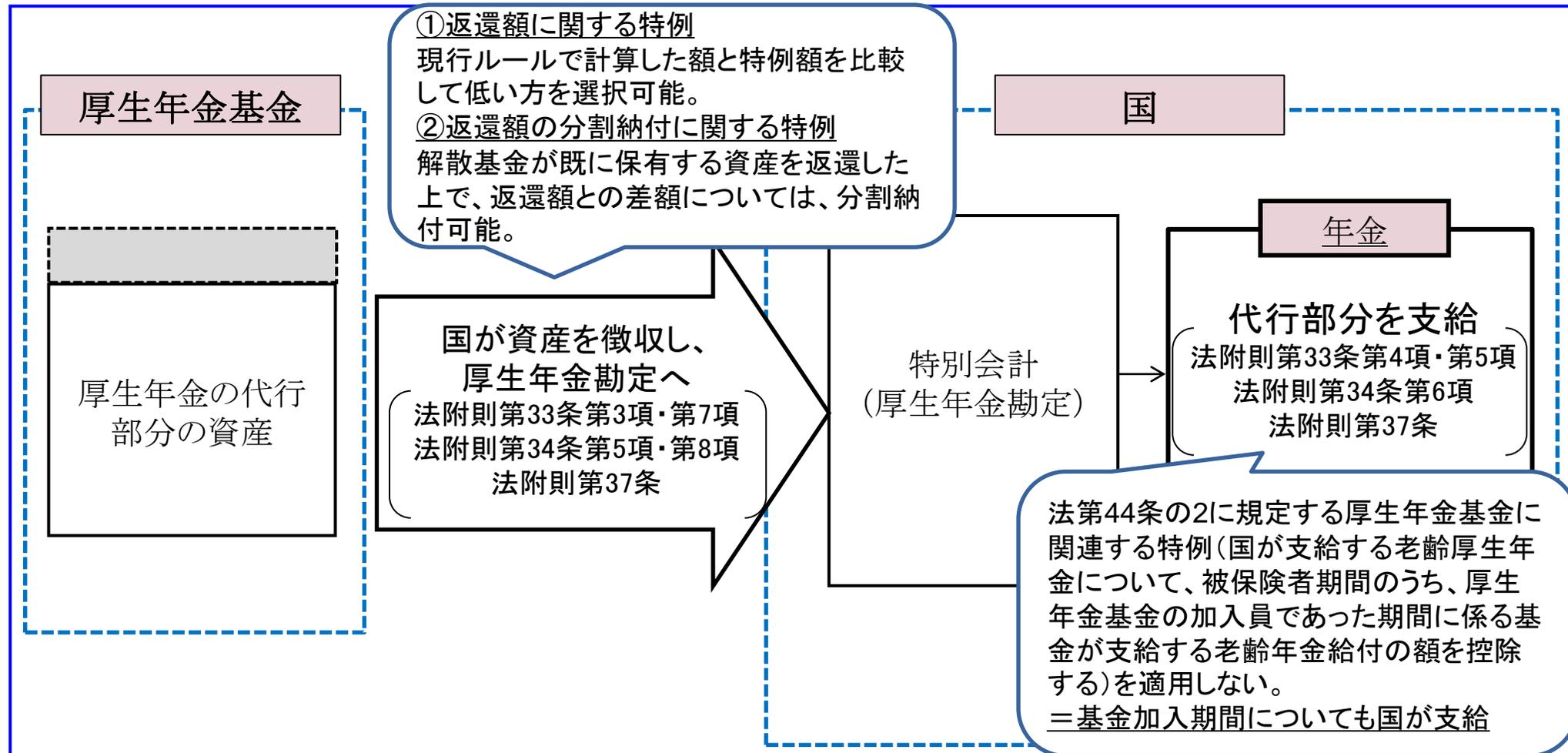
※ 今回の解散特例措置は、H17年度からH19年度まで同様の措置を実施。当時11基金が特例措置により解散し、現時点で3基金が分割納付中。総合型基金の一つにおいて、分割納付中に事業所の倒産が相次ぎ、当該倒産事業所が本来負担すべき額が他の事業所に上乗せされるケースが生じ、納付計画の変更が必要となっていることを踏まえ、今回は以下の点を改善。

- ・ 分割納付期間について、現在の最長10年から最長15年へと延長する(法に明記)
- ・ 分割返済中に倒産した事業所が生じた場合は、他の分割返済中の事業所のみでなく、一括返済した事業所においても負担するよう指導していく(省令に明記)。

## 厚生年金基金の解散後の給付(特例解散の場合)

○ 厚生年金基金が解散する場合、代行給付に必要な額で、解散時に最低限保有していなければならない額を一括して企業年金連合会に納付することとされているが、代行給付に要する費用に相当する資産を有していない基金については、当該額に関する特例・分割納付を用い、国に返還し、解散することができる(平成23年8月～平成28年8月)。

◆ 代行部分については、国から支給。

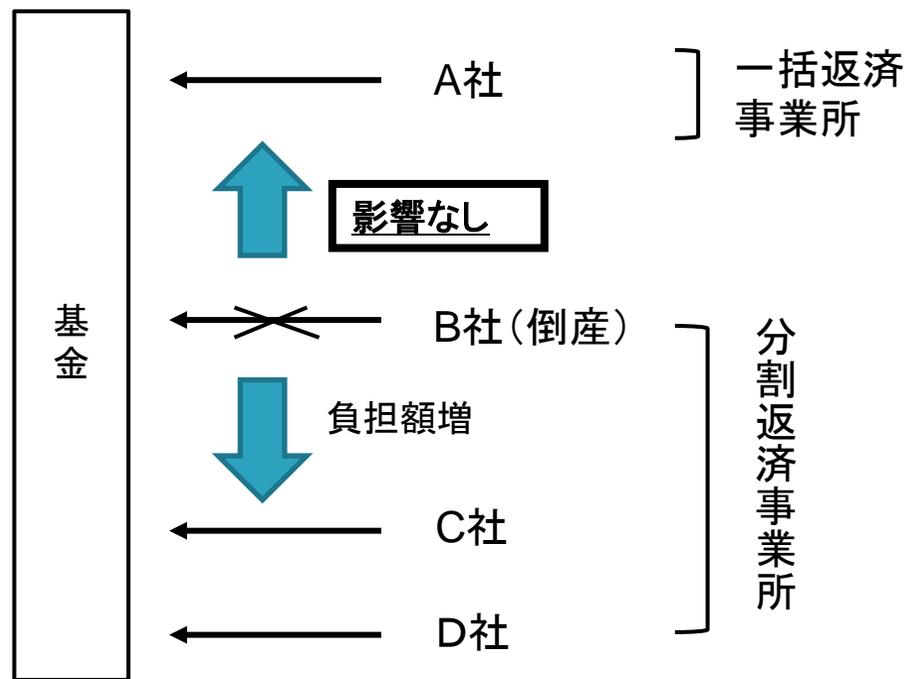


# 厚生年金基金の特例解散における事業所間の負担の在り方

## 前回の特例措置

(平成17年～平成20年)〈3年間〉

※B社の負担をC社とD社で穴埋め

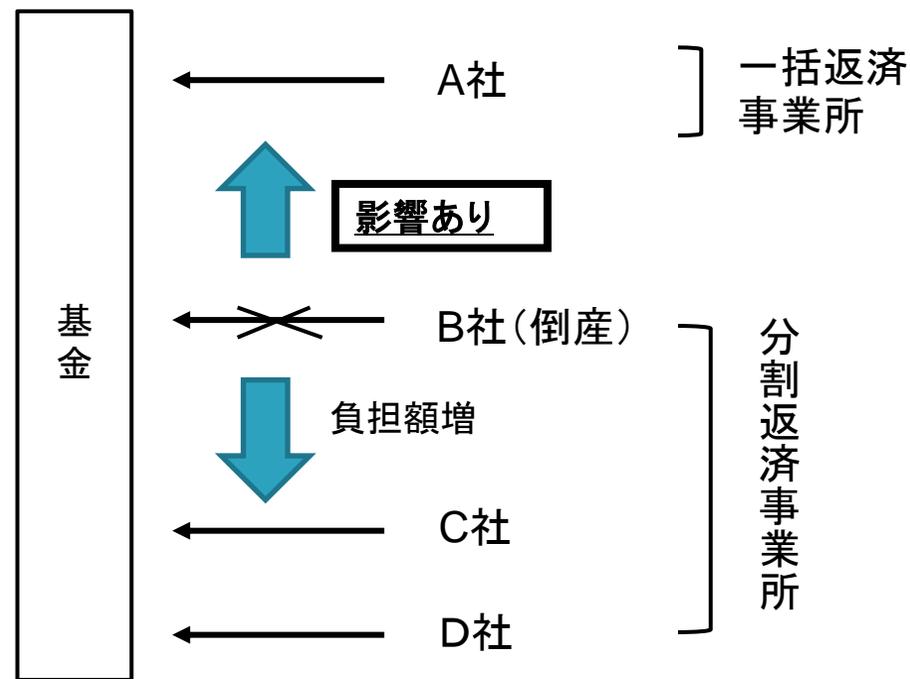


返済期間: 最長10年

## 今回の特例措置

(平成23年～平成28年)〈5年間〉

※B社の負担をA社とC社とD社で穴埋め



返済期間: 最長15年

# 代行制度について

## 代行部分の創設経緯

○ 昭和40年の厚生年金保険法の改正の際、給付改善(「1万円年金」)に伴う保険料引上げに反対する事業主側が国に納める保険料の一部に退職金原資を加えて自主的に運用する仕組みを提案。

・事業主側は、

「企業年金の最近の実情、適格年金制度の実施等に鑑み、企業年金と厚生年金との競合を合理化するため両制度の調整措置を考えるべきではないか」

と主張する一方、

・被保険者側は、

「今日必要なことは、社会保障確立の見地から公的年金制度である厚生年金保険法を名実ともに基本的な被用者年金制度として改善し充実することである。いわゆる「企業年金との調整」については、前述の方向と全く逆行するものであり、絶対反対である」

と主張し、意見が対立した。

○ 社会保障審議会における審議及び国会審議を経て、昭和41年厚生年金基金制度が誕生した。

当初は自主運用できる保険料(免除保険料)がどの基金でも一律だったため、年齢構成が若くて代行給付を免除保険料率以下で賄える企業は保険料を積み立てることができるとともに、予定利率(当初は全て5.5%)を上回る運用収益により、手厚い上乘せ給付を行うなど「代行メリット」を享受することが出来た。また、こうした仕組みが企業年金の普及にも寄与してきた。

# 代行部分の財政運営の仕組み

## 1. 基本的な仕組み

○ 厚生年金基金は、老齢厚生年金の一部（報酬比例部分のうち、物価スライド・再評価部分を除く部分）を代行している。

①基金を設立した場合、

- ・代行部分の給付責任は基金にあり、
- ・代行給付のコスト（代行保険料率）に見合う保険料は国への納付を免除され、基金に納付される。

②基金が解散又は代行返上する場合には、

- ・代行部分の給付責任は企業年金連合会又は国（厚生年金特別会計）に移り、
- ・これに伴う負担は積立金（＝最低責任準備金）の移管により担保される。

		給付	負担
継続		基金	免除保険料収入
解散	通常解散	企業年金連合会	最低責任準備金の移管
	特例解散	国	最低責任準備金の移管
代行返上		国	最低責任準備金の移管

## 2. 免除保険料率の仕組みの変遷

### (1) 制度創設時～平成8年3月(全基金一律の免除保険料率)

- 免除保険料率は、制度創設以来、平成7年度までは、全基金一律に設定(※)していた。  
(※)厚生年金適用事業所全体で基金を設立したと仮定して、将来の代行給付費と将来の保険料収入が均衡するように計算。  
この場合の予定利率は制度創設時の厚年本体の長期の予定運用利回りである5.5%を用いていた。

### (2) 平成8年4月～平成11年9月(免除保険料率の個別化)

- 平成6年の厚生年金保険法改正(財政再計算)において、免除保険料率は、各基金の代行コストに見合ったものとする改正が行われた。(平成8年4月施行)
- 具体的には基金ごとに将来の代行給付に要する費用を賄うための保険料率を計算し、厚生労働大臣が免除保険料率を決定する(当分の間、上下限を設定)方式となった。

### (3) 平成11年9月～平成17年3月(免除保険料率の凍結)

- 厚年本体の長期の予定運用利回りは、平成11年の財政再計算で5.5%から4%に引き下げられたが、平成11年改正では、厚年本体の保険料率が凍結されたため、厚生年金基金の免除保険料率についても凍結となった。

### (4) 平成17年4月～現在(免除保険料率の凍結解除)

- 平成16年の厚生年金保険法改正(財政再計算)において免除保険料率の凍結は解除され、免除保険料率の見直しが行われた。
- また、免除保険料率の算定に用いる予定利率は、厚年本体の長期の予定運用利回りが3.2%となったため、これに合わせて3.2%となった。  
(なお平成21年の財政検証で厚生年金本体の長期の予定運用利回りは4.1%となったが、多くの基金では経過措置により、3.2%で免除保険料を計算している。)

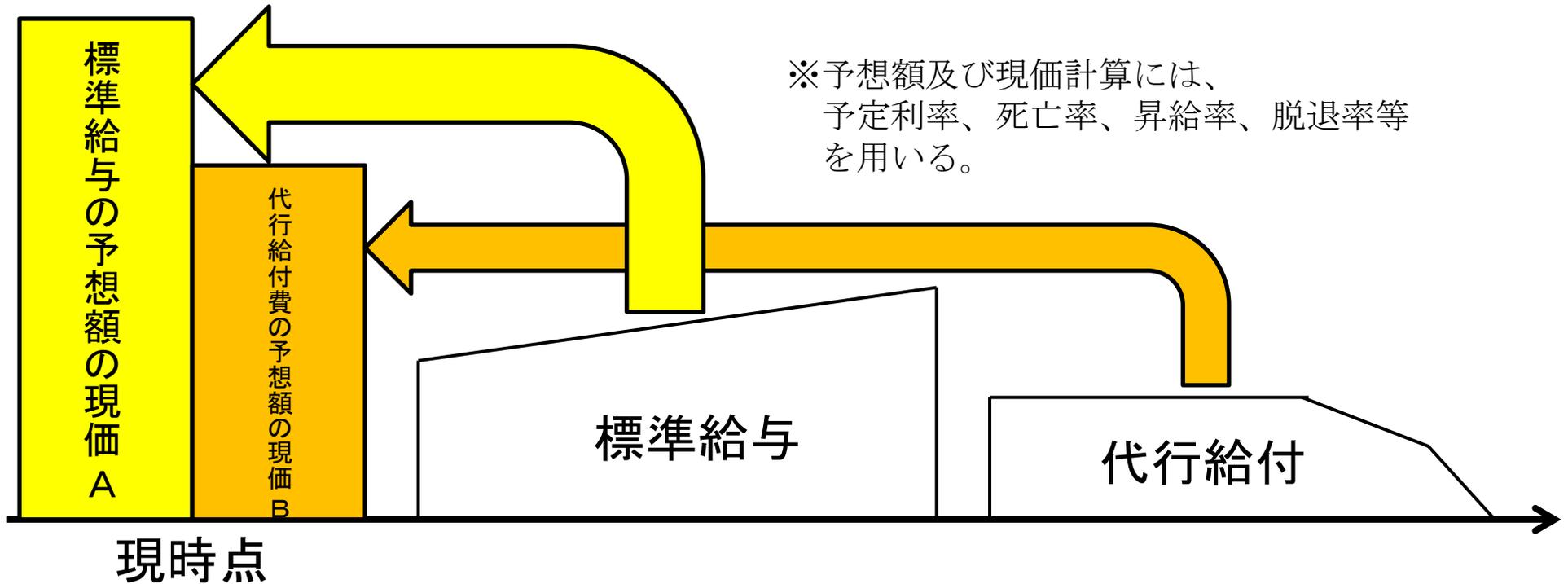
# 代行保険料の算定について

○代行保険料率は、代行部分に係る将来期間分の収支が等しくなるように設定する。

○すなわち、次の等式を満たすように計算する。

$$\text{標準給与（月額、賞与）の予想額の現価} \times \text{代行保険料率} = \text{代行給付費の予想額の現価}$$

【イメージ】



→ 代行保険料率 = B ÷ A

### 3. 最低責任準備金の仕組みの変遷

#### (1) 制度創設～平成11年9月(「将来法」による計算)

- 最低責任準備金は、基金が解散(又は代行返上)する場合に移管すべき積立金であるが、その計算方法は、創設から平成11年9月までは、将来法(いわゆる「給付現価方式」と呼ばれる計算方式で行われていた。(この場合に用いる予定利率は厚年本体の長期の予定運用利回りである5.5%を用いていた。)

#### (2) 平成11年9月～平成17年3月(「過去法」を加味した計算(暫定措置))

- 平成11年改正による免除保険料の凍結により、最低責任準備金の計算方法についても、暫定的な措置として変更が行われた。すなわち、将来法で計算された平成11年9月時点での最低責任準備金をベースに毎年度の代行部分の収支差を加減し、これに厚年本体の実績運用利回りを乗じていくという過去法(いわゆる「コロガシ方式」)を加味した計算方法に変更された。

#### (3) 平成17年4月～現在(暫定措置の恒久化と厚年本体との財政中立化)

- 平成16年改正で免除保険料の凍結が解除されたことに伴い、暫定措置であった最低責任準備金の計算方法が恒久化された。同時に、厚年本体との財政中立化の観点から、「給付現価負担金」制度(※)が設けられた。

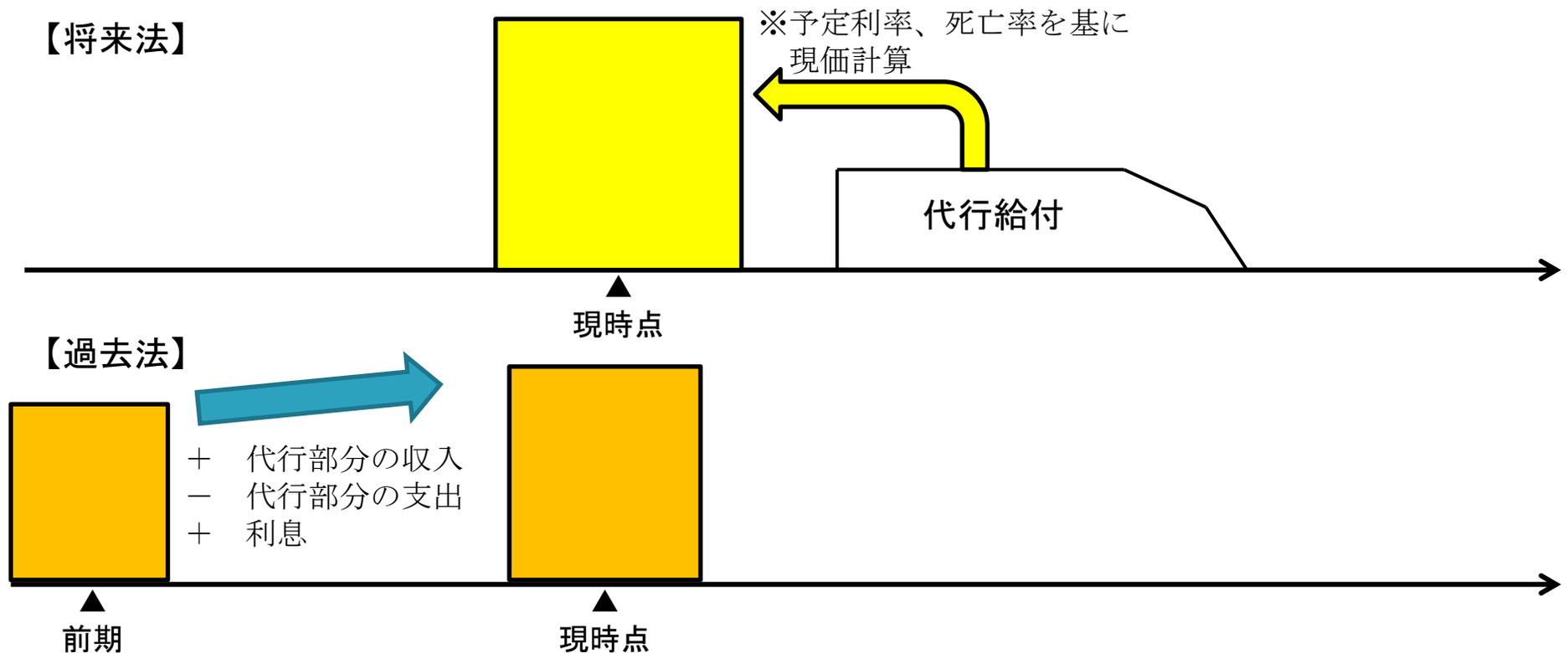
##### (給付現価負担金制度)

- 代行部分の給付債務は、厚年本体における死亡率や長期の予定運用利回りの見直しにより変化するが、給付債務が増大した場合、将来期間分については免除保険料率に反映される一方、過去期間分については反映されない。このため、過去期間の代行給付現価が、基金が保有すべき最低責任準備金の一定割合を超えた場合には、一定のルールに基づき厚年本体から給付費負担金を交付する(逆に、過去期間の代行給付現価が最低責任準備金を下回った場合には免除保険料で調整する)というしくみである。

※ なお、これは過去期間代行給付現価と最低責任準備金という債務の差額を調整するものであり、最低責任準備金と保有資産の差額(＝積立不足)は、基金において掛金の引上げ等により対応することとなる。

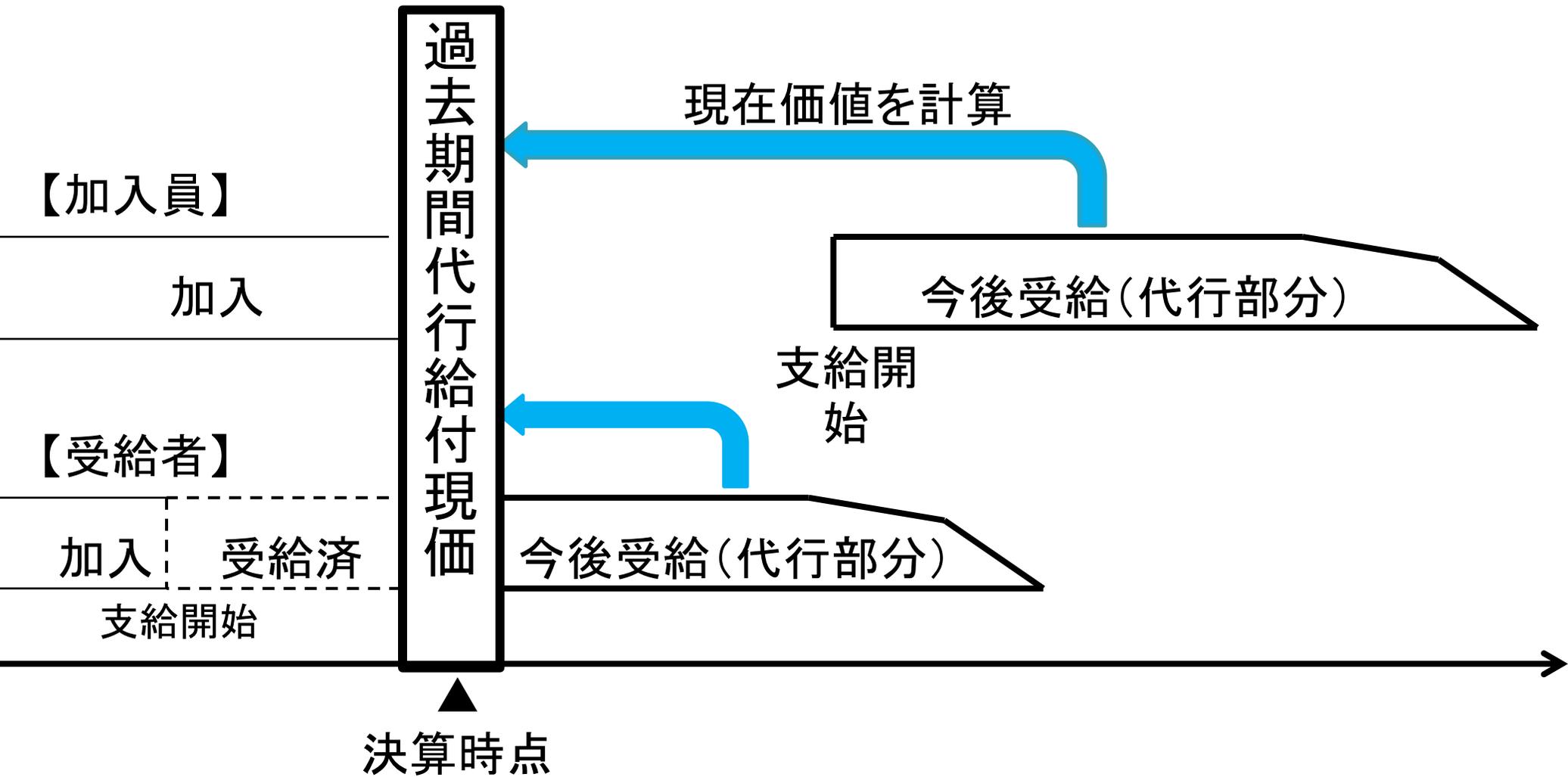
# 最低責任準備金の計算方法(将来法・過去法)について

- 厚生年金基金の最低責任準備金には、将来法（いわゆる給付現価方式）と過去法（いわゆるコログシ方式）の考え方がある。
- 将来法は、これまでの加入期間に対して将来発生する代行給付に関し、一定の前提（予定利率、死亡率）の基に、現在価値（給付現価）を計算したもの。
- 過去法は、仮に基金がなかったとしたら、厚生年金本体の資産がどれだけ増えているか、を計算したもの。すなわち、前期の最低責任準備金に、代行部分の収支と本体並の利息を付利したもの。
- 現在の最低責任準備金は、過去法と将来法を組み合わせた方法を採用している。



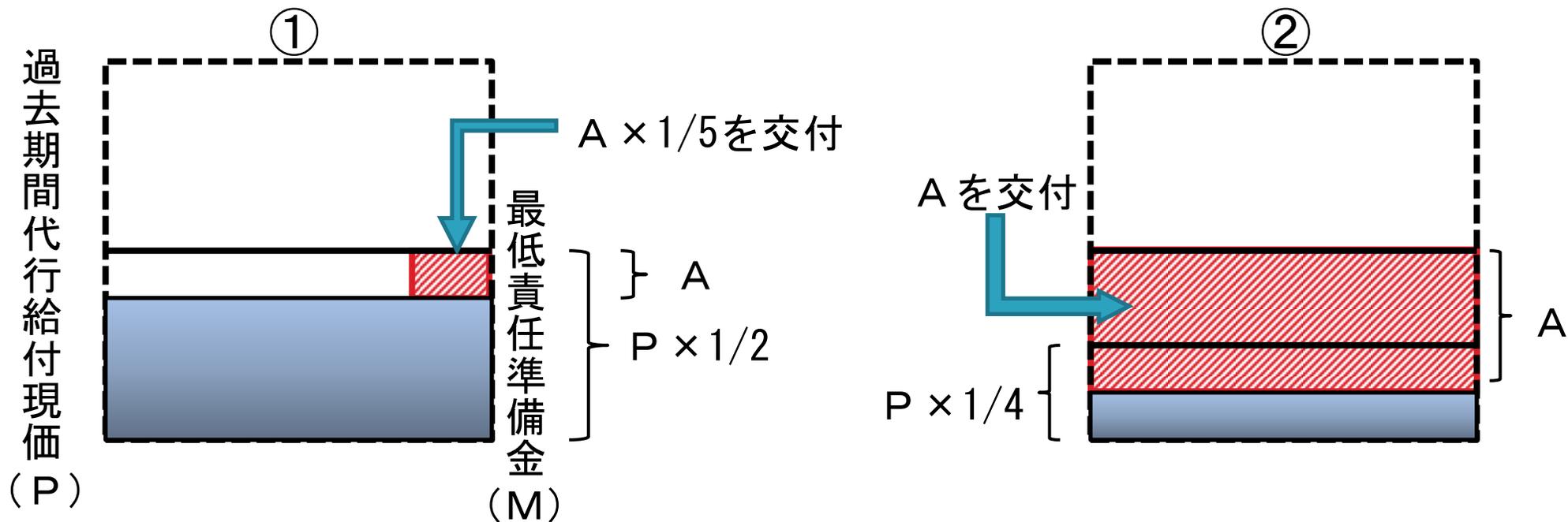
## 過去期間代行給付現価

○決算時点において、決算時点までの加入員期間に基づき、今後支給することとなる代行給付の予想額を、一定の前提（予定利率、死亡率）のもとに現在価値を計算したもの。



## 過去期間代行給付現価負担金

- ①最低責任準備金が過去期間代行給付現価の1/2を下回った場合、下回った額(A)の1/5を政府が交付する。
- ②ただし、最低責任準備金が過去期間代行給付現価の1/4を下回った場合は、上記(A)の全額を政府が交付する。



※いずれの場合でも、交付された額は、最低責任準備金算出の際の収入として扱う。即ち、最低責任準備金が増加する。

# (参考) 最低責任準備金の算定に用いる利率について

○最低責任準備金は、平成11年9月末時点の代行部分の給付現価に、その後の代行部分に係る収支と厚生年金本体の運用実績（運用利回り）を用いて計算。

## ○参照条文

### ◇厚生年金基金令

附則第4条 法第85条の2に規定する責任準備金の額は、当分の間、第55条の規定にかかわらず、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額を合算した額から第3号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額とする。

一 連合会が平成11年9月30日において解散したものとみなして第55条の規定の例により計算した額

二 平成11年10月1日から連合会が解散した日までの期間に係る代行給付に要する費用に係る収入に相当する額

三 前号に規定する期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

2 前項第2号に掲げる収入に相当する額及び同項第3号に掲げる支出に相当する額の算定に係る利子の利率は、平成11年から連合会が解散した日の翌日が属する月の前月が属する年までの各年（平成11年にあつては、同年の10月以後の期間）について、当該年の初日の属する年度の前年度（平成11年にあつては、平成9年度）における年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績に基づいて厚生労働大臣が定める率とする。

## ○直近10年の利回り（告示）

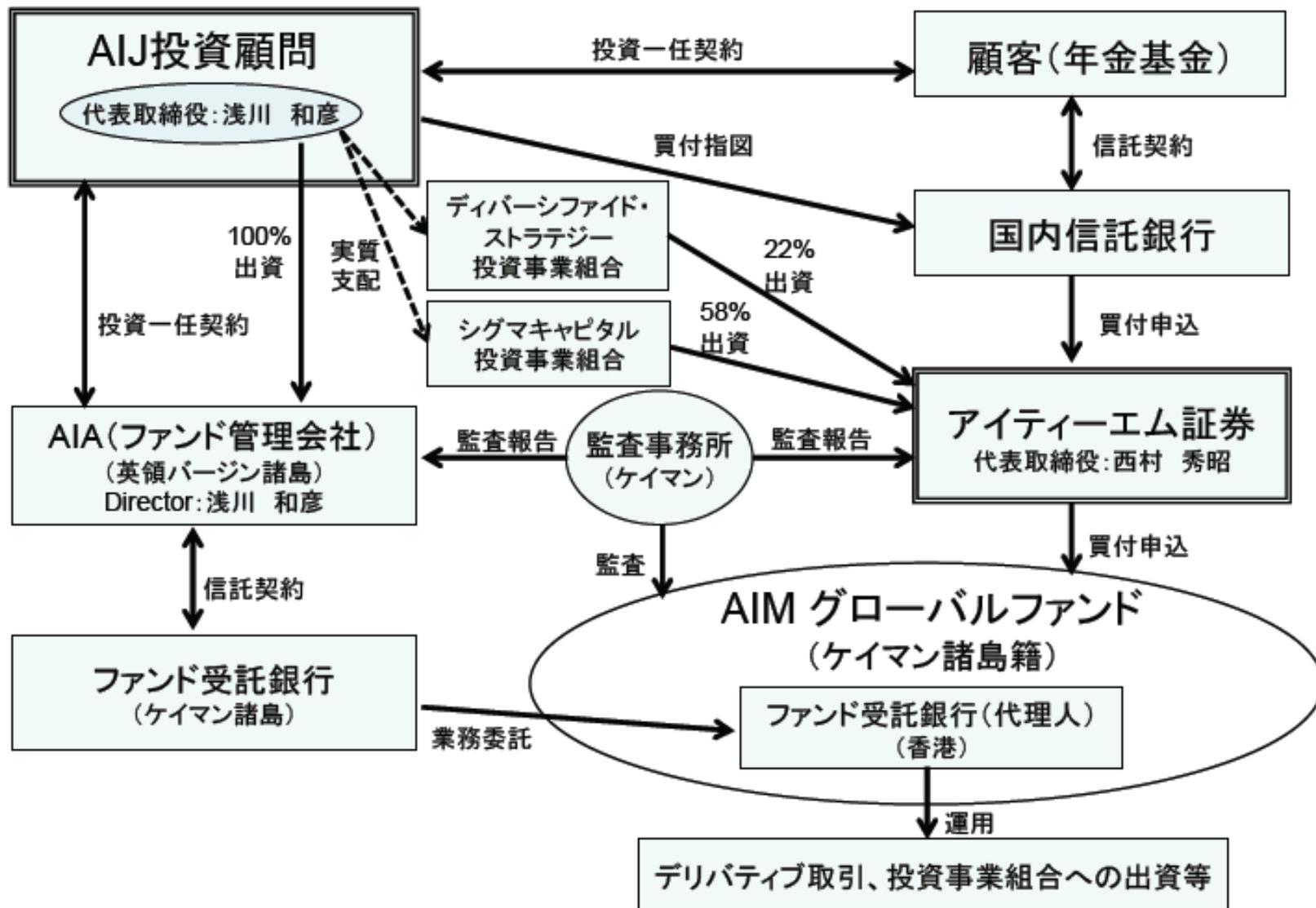
平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
1.99%	0.21%	4.91%	2.73%	6.82%	3.10%	▲3.54%	▲6.83%	7.54%	▲0.26%

AIJ投資顧問株式会社に委託していた  
基金等について

# 投資顧問(年金特定信託)と年金信託の仕組み

	年金特定信託(投資顧問)	年金信託
仕組み		
運用	委託者である年金基金等から運用を一任された運用代理人(投資顧問)から受託者(信託銀行)に対して指図され、売買銘柄、数量、価格等が特定される。	委託者である年金基金等は運用方法を おおまかに指定するだけで、個別具体的な運用については受託者(信託銀行)の裁量で信託財産の運用を行う。
資産管理	受託者(信託銀行)は、証券の保管・管理、約定、決済、権利代行、運用報告等の資産管理業務に係わる事務を行う。	同左

# 概要図



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

【AIJ投資顧問に投資残高のある基金(平成22年度末)】

- ・基金数: 84
- 厚生年金基金: 74(うち総合型73、連合型1、単独型0)
- 確定給付企業年金(DB): 10(うち基金型9、規約型1)
- ・AIJに委託している資産残高: 1,900億円(厚生年金基金: 1582億円 確定給付企業年金: 271億円)
- ・加入者数: 54万人(厚生年金基金: 48万人 確定給付企業年金: 5万人)
- ・受給者数: 34万人(厚生年金基金: 32万人 確定給付企業年金: 2万人)

## AIJ投資顧問株式会社に投資残高のある基金について

— 資産運用業務報告書及び決算報告書に基づくデータ(平成22年度末、厚生労働省資料) —

項番	基金名	種類	指定基金	業種	AIJの資産残高 (単位: 百万円)	総資産額 (単位: 百万円)	総資産額全体に占めるAIJ投資顧問会社への委託の割合 (%)	加入者数(人)
1	A	厚基(総合)		機械・金属製造	2,093	39,174	5.3	10,828
2	B	厚基(総合)	●	その他製造	3,821	31,318	12.2	9,063
3	C	厚基(総合)		食料品・飲料	400	8,006	5.0	1,995
4	D	厚基(総合)		石油	5,078	58,970	8.6	12,514
5	E	厚基(総合)		石油	2,776	18,936	14.7	3,005
6	F	厚基(総合)		その他	3,835	10,893	35.2	2,960
7	G	厚基(総合)	●	運輸	8,535	86,799	9.8	25,335
8	H	厚基(総合)		石油	1,898	20,215	9.4	5,124
9	I	厚基(総合)	●	運輸	494	22,327	2.2	7,966
10	J	厚基(総合)	●	その他製造	1,495	6,793	22.0	1,923
11	K	厚基(総合)		電設・電気工事	817	37,699	2.2	5,982
12	L	厚基(総合)	●	機械・金属製造	1,368	16,092	8.5	4,867
13	M	厚基(総合)	●	運輸	1,103	11,876	9.3	3,829
14	N	厚基(総合)		機械・金属製造	2,872	26,157	11.0	6,859
15	O	厚基(総合)		その他製造	876	18,311	4.8	5,654
16	P	厚基(総合)	●	石油	3,853	21,944	17.6	6,626
17	Q	厚基(総合)	●	電設・電気工事	1,444	21,918	6.6	5,670
18	R	厚基(総合)	●	運輸	2,155	34,819	6.2	12,240
19	S	厚基(総合)		機械・金属製造	4,461	123,074	3.6	37,529
20	T	厚基(総合)		石油	3,528	10,969	32.2	2,448
21	U	厚基(総合)		石油	2,982	11,466	26.0	2,432
22	V	厚基(総合)	●	石油	2,006	9,109	22.0	2,379
23	W	厚基(総合)		電設・電気工事	3,066	20,181	15.2	6,372
24	X	厚基(総合)		その他製造	4,379	37,772	11.6	8,337
25	Y	厚基(総合)		電設・電気工事	1,063	28,269	3.8	7,487

項番	基金名	種類	指定基金	業種	A I J の資産残高 (単位：百万円)	総資産額 (単位：百万円)	総資産額全体に占めるAIJ投資顧問会社への委託の割合	加入者数(人)	受給者数(人)
26	Z	厚基(総合)		サービス	2,049	51,445	4.0	4,259	5,011
27	A A	厚基(総合)		運輸	2,447	37,693	6.5	12,764	8,006
28	A B	厚基(総合)		サービス	1,353	23,767	5.7	5,770	2,542
29	A C	厚基(総合)		電設・電気工事	1,689	17,704	9.5	4,674	2,952
30	A D	厚基(総合)		石油	2,999	6,078	49.3	1,508	1,293
31	A E	厚基(総合)		その他	3,751	35,243	10.6	7,017	3,513
32	A F	厚基(総合)		その他	566	11,950	4.7	3,520	2,422
33	A G	厚基(連合)		卸売・小売	872	3,765	23.2	1,362	230
34	A H	厚基(総合)		サービス	1,343	9,261	14.5	4,895	4,113
35	A I	厚基(総合)		その他	5,202	9,144	56.9	2,241	1,539
36	A J	厚基(総合)		建設	1,831	12,466	14.7	3,792	3,183
37	A K	厚基(総合)		建設	4,612	16,122	28.6	4,249	4,133
38	A L	厚基(総合)	●	運輸	666	9,538	7.0	3,413	2,957
39	A M	厚基(総合)		運輸	4,913	16,424	29.9	5,611	3,833
40	A N	厚基(総合)	●	建設	6,471	19,410	33.3	6,587	9,944
41	A O	厚基(総合)		医療・福祉	4,499	9,357	48.1	3,695	5,747
42	A P	厚基(総合)		医療・福祉	645	16,217	4.0	6,995	2,197
43	A Q	厚基(総合)		建設	3,515	19,620	17.9	5,180	4,971
44	A R	厚基(総合)		その他	1,140	30,377	3.8	17,480	4,800
45	A S	厚基(総合)		卸売・小売	1,007	27,582	3.7	12,210	2,316
46	A T	厚基(総合)		機械・金属製造	566	14,668	3.9	5,746	5,872
47	A U	厚基(総合)		情報・通信	815	23,665	3.4	12,582	728
48	A V	厚基(総合)		医療・福祉	3,497	19,017	18.4	8,943	2,168
49	A W	厚基(総合)		運輸	349	5,236	6.7	2,565	1,100
50	A X	厚基(総合)		建設	1,416	8,661	16.3	3,108	2,252

項番	基金名	種類	指定基金	業種	A I Jの資産残高 (単位：百万円)	総資産額 (単位：百万円)	総資産額全体に占めるAIJ投資顧問会社への委託の割合 (%)	加入者数(人)	受給者数(人)
51	A Y	厚基(総合)		情報・通信	4,736	73,104	6.5	12,192	7,424
52	A Z	厚基(総合)		機械・金属製造	1,030	17,850	5.8	7,232	3,003
53	B A	厚基(総合)		卸売・小売	883	5,666	15.6	2,452	1,151
54	B B	厚基(総合)		建設	768	6,588	11.7	1,928	1,562
55	B C	厚基(総合)		機械・金属製造	471	4,983	9.5	1,735	1,202
56	B D	厚基(総合)		機械・金属製造	584	23,148	2.5	9,405	5,126
57	B E	厚基(総合)		機械・金属製造	566	12,795	4.4	5,584	2,355
58	B F	厚基(総合)		建設	3,016	12,609	23.9	4,062	3,311
59	B G	厚基(総合)		卸売・小売	2,733	16,005	17.1	9,404	1,854
60	B H	厚基(総合)		その他	966	3,442	28.1	1,476	1,159
61	B I	厚基(総合)		繊維業	910	9,061	10.0	2,792	2,560
62	B J	厚基(総合)		その他	3,028	7,657	39.5	2,234	1,238
63	B K	厚基(総合)		サービス	2,133	4,856	43.9	2,080	1,184
64	B L	厚基(総合)		その他	3,704	66,511	5.6	26,706	17,752
65	B M	厚基(総合)		機械・金属製造	284	8,235	3.4	3,058	1,011
66	B N	厚基(総合)		建設	459	5,602	8.2	1,736	1,175
67	B O	厚基(総合)		食料品・飲料	1,171	7,420	15.8	4,575	1,831
68	B P	厚基(総合)		サービス	1,032	11,237	9.2	4,939	2,855
69	B Q	厚基(総合)		機械・金属製造	1,142	7,025	16.3	3,158	1,328
70	B R	厚基(総合)		その他	310	25,267	1.2	9,583	1,708
71	B S	厚基(総合)		その他製造	571	6,570	8.7	2,407	1,954
72	B T	厚基(総合)		その他	1,166	17,199	6.8	6,714	2,602
73	B U	厚基(総合)		その他製造	800	4,439	18.0	2,349	557
74	B V	厚基(総合)		機械・金属製造	1,109	15,506	7.2	8,182	4,399
75	B W	DB(基金型)		その他	4,362	90,372	4.8	5,542	2,424

項番	基金名	種類	指定基金	業種	A I Jの資産残高 (単位：百万円)	総資産額 (単位：百万円)	総資産額全体に占めるAIJ投資顧問会社への委託の割合 (%)	加入者数(人)	受給者数(人)
76	B X	D B (基金型)		機械・金属製造	9,335	102,970	9.1	20,221	10,104
77	B Y	D B (基金型)		情報・通信	6,612	26,319	25.1	8,344	117
78	B Z	D B (基金型)		機械・金属製造	477	26,505	1.8	4,923	2,872
79	C A	D B (基金型)		食料品・飲料	585	9,065	6.5	1,482	141
80	C B	D B (基金型)		その他	1,686	35,068	4.8	2,811	2,254
81	C C	D B (基金型)		機械・金属製造	1,168	20,689	5.6	2,407	318
82	C D	D B (基金型)		その他	708	5,759	12.3	897	959
83	C E	D B (基金型)		機械・金属製造	300	2,751	10.9	4,281	23
84	C F	D B (規約型)		石油	1,849	31,203	5.9	3,169	1,226
合 計					185,265	1,910,973	-	539,650	344,299

## 厚生年金基金への国家公務員等退職者の再就職状況調査

### 1 対象

平成24年3月1日現在で現存する厚生年金基金(581基金)を調査。  
(3月23日までに回答のあった基金分を集計。役員については579基金、職員については558基金)

### 2 結果

[全体]

#### (1) 役職員に国家公務員再就職者のいる基金数

役員:579基金中366基金(63%)

(うち、厚生労働省・旧社会保険庁からの再就職者がいる基金は359基金)

職員:558基金中230基金(うち、厚生労働省・旧社会保険庁からの再就職者がいる基金は219基金)

※ 平成21年5月調査:614基金のうち、役職員に国家公務員再就職者のいる基金は399基金

#### (2) 役職員のうち、国家公務員再就職者数は721人(役員405人、職員316人(うち運用担当職員は28人))

(うち、厚生労働省・旧社会保険庁からの再就職者数は689人(役員383人、職員306人))

(役員383人中、厚生労働省からの再就職者15人、旧社会保険庁からの再就職者368人)

※ 平成21年5月調査:役職員のうち、国家公務員再就職者数は646人(役員466人、職員180人)

#### (3) 公募状況

役員に国家公務員再就職者のいる366基金中、平成22年9月以降に役員任期が到来したのは200基金。うち役員の公募を実施した基金は37基金

[平成22年度末にAIJ投資顧問会社に投資残高のある74基金]

(3月23日までに回答のあった72基金分を集計)

(1) 72基金のうち、役員に国家公務員再就職者のいる基金数は47基金(65%)

(うち、厚生労働省・旧社会保険庁からの再就職者がいる基金は46基金)

※ 平成21年5月調査:72基金のうち、役員に国家公務員再就職者のいる基金は54基金(75%) 今回調査で7基金減

(2) 72基金の役員のうち、国家公務員再就職者数は49人

(うち、厚生労働省・旧社会保険庁からの再就職者数は46人 <厚生労働省:2人 旧社会保険庁:44人>)

※ 平成21年5月調査:72基金の役員のうち、国家公務員再就職者数は54人) 今回調査で5人減

(3) 公募状況

役員に国家公務員再就職者のいる47基金中、平成22年9月以降に役員任期が  
到来したのは26基金。うち役員の公募を実施した基金は3基金